



精神障害者保健福祉手帳【氏名、市内住所変更】申請手続きのご案内

申請にあたっては、下記の必要書類を揃えて下記窓口へ来所または郵送にてご提出ください。
また、自立支援医療(精神通院)を受給中の方は、そちらも併せてお手続きください。

<ご注意ください>

- 窓口へ来所いただく場合、その場で手帳の修正を行います。郵送申請の場合、手続きに約2週間かかります。お急ぎの場合は、窓口来所にてお手続きください。
- 郵送申請の場合、各区健康課が書類を受理した日が申請日となります。土日祝日・休日・年末年始に届いた書類の受理日は、翌開庁日となります。また、届いた申請書類に不備や不足がある場合、日中連絡させていただきますが、連絡がつかないなど不備、不足への対応ができない場合は、不受理として書類を返送させていただきますこととなりますのでご了承ください。

必要書類	留意点
<input type="checkbox"/> ① 記載事項変更届・再交付申請書	• 下記ホームページからダウンロード、印刷して、記入例を参考にご記入ください。(※)
<input type="checkbox"/> ② 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の原本	
氏名変更の場合のみ <input type="checkbox"/> ③ 変更後の氏名がわかる書類	• マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、住民票、生活保護受給証明書などの写し。
市内住所変更の場合のみ <input type="checkbox"/> ④ 変更後の住所がわかる書類	• マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、住民票、生活保護受給証明書などの写し。
代理の方が申請する場合のみ <input type="checkbox"/> ⑤ 代理の方の本人確認書類の写し	• マイナンバーカード(表面)、運転免許証、パスポート、住民票、生活保護受給証明書などの写し。
郵送で申請する場合のみ <input type="checkbox"/> ⑥ 460円切手を貼った返信用の定型封筒	• 窓口へ来所にて申請される場合は提出不要です。 • 氏名または住所修正済の精神障害者保健福祉手帳の原本を簡易書留にて返送します。 • 封筒には、返送先の住所、氏名を必ずご記入ください。

(※) ①の様式は下記の窓口でもお渡しできます。郵送をご希望の場合、下記申請窓口までご連絡ください。
(110円切手を貼り、返送先の住所、氏名を記載した返信用封筒の送付をお願いします。)

< お問い合わせ・申請窓口 >

中央区在住の方	中央保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒260-8511 千葉市中央区中央4-5-1 きぼーる13階	Tel. 043-221-2583
花見川区在住の方	花見川保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒262-8510 千葉市花見川区瑞穂1-1	Tel. 043-275-6297
稲毛区在住の方	稲毛保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒263-8550 千葉市稲毛区穴川4-12-4	Tel. 043-284-6495
若葉区在住の方	若葉保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒264-8550 千葉市若葉区貝塚町1258-20	Tel. 043-233-8715
緑区在住の方	緑保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒266-8550 千葉市緑区鎌取町226-1	Tel. 043-292-5066
美浜区在住の方	美浜保健福祉センター健康課 ころと難病の相談班 〒261-8581 千葉市美浜区真砂5-15-2	Tel. 043-270-2287

← 精神障害者保健福祉手帳
ホームページ

自立支援医療(精神通院)
ホームページ →